

介護保険 訪問看護利用料金表（非課税）

要支援のご利用者様

(2021.4.1～)

サービス内容		指定訪問看護(要支援者対象)				単位	サービス提供時間/加算説明等
		利用料 (10割)	利用者負担額				
			(1割)	(2割)	(3割)		
訪問看護 I-1・時間内		3,083円	309円	617円	925円	302	1回につき 20分未満
訪問看護 I-2・時間内		4,594円	460円	919円	1,379円	450	1回につき 30分未満
訪問看護 I-3・時間内		8,086円	809円	1,618円	2,426円	792	1回につき 30分以上1時間未満
訪問看護 I-4・時間内		11,098円	1,110円	2,220円	3,330円	1,087	1回につき 1時間以上1時間30分未満
◆訪問看護 I-5(PT・OT・ST)		2,889円	289円	578円	867円	283	リハビリ 20分
◆訪問看護 I-5(PT・OT・ST)		5,778円	578円	1,156円	1,734円	566	リハビリ 40分 (要介護: 283単位×2)
◆訪問看護 I-5・2超(PT・OT・ST)		4,349円	435円	870円	1,305円	426	リハビリ 60分 (要介護: 142単位×3)
特別管理加算	I	5,105円	511円	1,021円	1,532円	500	1か月につき1回算定 在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や 留置カテーテル等を使用している状態等、計画的管理 する内容によっていずれかを算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
	II	2,552円	256円	511円	766円	250	
複数名訪問看護加算 【+看護師等の場合】	30分未満	2,593円	260円	519円	778円	254	1回につき看護師等と①看護師等または ②看護補助者により、複数名で1人の利用者に訪問看護 (介護予防含む)を行った場合に算定 ※ご利用者またはご家族の同意が必要
	30分以上	4,104円	411円	821円	1,232円	402	
複数名訪問看護加算 【+看護補助者の場合】	30分未満	2,052円	206円	411円	616円	201	
	30分以上	3,236円	324円	648円	971円	317	
長時間訪問看護加算		3,063円	307円	613円	919円	300	特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合に算定
初回加算		3,063円	307円	613円	919円	300	新規に訪問看護を提供した場合、 区分変更(要支援→要介護、要介護→要支援)時に算定
退院時共同指導加算		6,126円	613円	1,226円	1,838円	600	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行 い、その内容を文章により提供した場合に算定
緊急時訪問看護加算		5,860円	586円	1,172円	1,758円	574	1か月につき1回算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
看護体制強化加算		1,021円	103円	205円	307円	100	1か月につき1回算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
サービス提供体制強化加算	I	61円	7円	13円	19円	6	1回につき算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
	II	30円	3円	6円	9円	3	
その他加算に関して							
夜間・早朝加算 (夜18時～22時/早6時～8時)		ケアプランに位置付けられた訪問看護及び、緊急時訪問看護加算を算定している利用者様へ 同月2回目以降の緊急訪問看護を対象時間に実施した場合は、早朝・夜間は25%、深夜は50%の加算が算定されます					
深夜加算 (深夜22時～6時)							

◆…①療法士（PT…理学療法士、OT…作業療法士、ST…言語聴覚士）の実施するリハビリの上限は、週6回（1回20分）120分迄となります。

②理学療法士等が利用開始の属する月から12月超の利用者に訪問看護を行った場合は1回につき5単位減算されます（要支援のみ）。

※緊急時訪問看護加算・特別管理加算 I・II、サービス提供体制強化加算は区分支給限度基準額の算定対象外となります。

【7級地】